

秋田県労働委員会年報

令和 5 年度

(第 5 9 号)

秋田県労働委員会事務局

は し が き

この年報は、令和5年度に秋田県労働委員会が取り扱った事件等の処理状況や委員会の活動状況を収録したものです。

この小冊子により、労働委員会の活動について御理解を深めていただくとともに、日頃労使関係に携わり、あるいは関心を寄せられている方々の御参考になれば幸いです。

令和6年5月

秋田県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の組織	1
第1節 秋田県労働委員会委員（第45期）	1
第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者	2
第3節 事務局職員	2
第2章 活動状況	3
第1節 会議	3
1 総会	3
2 公益委員会議	8
3 連絡会議	9
4 研修	13
第2節 不当労働行為事件の審査	14
第3節 不当労働行為事件の再審査	17
第4節 行政訴訟	17
第5節 労働組合の資格審査	17
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示	18
第7節 労働争議の調整等	19
1 調整事件	19
2 公益事業の争議行為予告及び実情調査	24
3 公益事業以外の労働争議の実情調査	24
4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表	27
第8節 個別労働関係紛争のあっせん	29
1 概要	29
2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表	34
第9節 労働委員会活性化に向けた取組	36
1 概要	36
2 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知	36
3 年間を通じた広報・周知	37
4 研修	37

凡例：本冊子の各表において、原則として「－」は、「該当なし」を、空欄は「0件」等を示します。

第 1 章 労働委員会の組織

第1章 労働委員会の組織

第1節 秋田県労働委員会委員（第45期）

（任期 令和4年12月1日～令和6年11月30日）

区分	氏 名	現 職 等	就任年月日
公益委員	(会 長) 赤 坂 薫	弁護士	平成12年12月1日 (会長は今期首～)34期～
	(会長代理) 山 本 隆 弘	弁護士	平成24年12月1日 (代理は今期首～)40期～
	梅 井 一 彦	元 日本赤十字社秋田県支部 事務局長	令和2年12月1日 44期～
	堀 井 潤	秋田県社会保険労務士会副会長 特定社会保険労務士、行政書士	令和2年12月1日 44期～
	森 田 祐 子	弁護士	令和4年12月1日 45期～
労働者委員	才 村 泰 彦	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	令和2年6月11日 43期～
	澤 田 宏	運輸労連秋田県連合会 執行委員長	平成27年12月1日 41期～
	藤 井 真 悟	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長代行	平成28年8月5日 41期～
	加 藤 忠 浩	秋田県東北電力関連産業労働組合総連合 会長	令和元年11月28日 43期～
	嵯 峨 文 子	イオン東北労働組合本社支部 支部長	令和4年12月1日 45期～
使用者委員	小 野 秀 人	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事	令和4年6月27日 44期～
	吉 田 和 枝	吉田興業株式会社 代表取締役社長	平成16年12月1日 36期～
	倉 部 稲 穂	日本精機株式会社 相談役	平成22年12月1日 39期～
	時 田 祐 司	時田電機工業株式会社 代表取締役社長	令和元年6月3日 43期～
	加 賀 谷 進	元 DOWAホールディングス株式会社 取締役	令和4年12月1日 45期～

第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者

令和6年4月23日現在

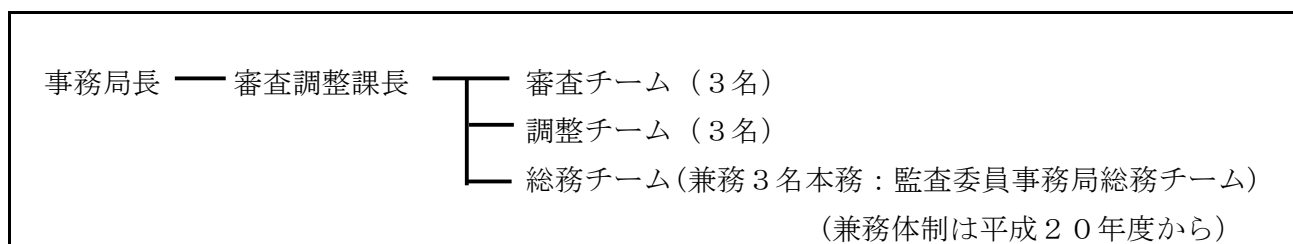
氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日	備 考
赤 坂 薫	公 益 委 員	平成12年12月 1日	会長
山 本 隆 弘	公 益 委 員	平成24年12月 3日	会長代理
梅 井 一 彦	公 益 委 員	令和 2年12月 1日	
堀 井 潤	公 益 委 員	令和 2年12月 1日	
森 田 祐 子	公 益 委 員	令和 4年12月 1日	
才 村 泰 彦	労 働 者 委 員	令和 2年 6月23日	
澤 田 宏	労 働 者 委 員	平成27年12月15日	
藤 井 真 悟	労 働 者 委 員	平成28年 8月23日	
加 藤 忠 浩	労 働 者 委 員	令和元年12月17日	
嵯 峨 文 子	労 働 者 委 員	令和 4年12月 1日	
小 野 秀 人	使 用 者 委 員	令和 4年 6月28日	
吉 田 和 枝	使 用 者 委 員	平成16年12月 1日	
倉 部 稲 穂	使 用 者 委 員	平成22年12月 7日	
時 田 祐 司	使 用 者 委 員	令和元年 6月25日	
加 賀 谷 進	使 用 者 委 員	令和 4年12月 1日	
石 川 修	事 務 局 長	令和 6年 4月23日	
杉 山 明 生	審 査 調 整 課 長	令和 6年 4月23日	

解任あっせん員

氏 名	前 職	解 任 年 月 日	
兎 澤 繁 友	事 務 局 長	令和 6年 4月23日	
高 橋 一 満	審 査 調 整 課 長	令和 6年 4月23日	

第3節 事務局職員

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されています。本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員11名です。（会計年度任用職員1名を除く。）



第2章 活動状況

第2章 活 動 状 況

第1節 会議

1 総会

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1102	5. 4. 25	(1) 付議事項 ①あっせん員候補者の委嘱及び解任について ②令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について (2) 報告事項 ①労委労協命令研究会について ②労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について (3) その他 ①令和5年度研修計画について ②秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について
定例 1103	5. 5. 23	(1) 報告事項 ①第683回公益委員会議の概要について ②令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について ③労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④春闘全自交交渉状況について
定例 1104	5. 6. 27	(1) 報告事項 ①令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について ②令和5年度全国労働委員会会長連絡会議について ③労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④春闘全自交交渉状況について ⑤6月議会における質疑応答について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1105	5. 7. 25	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ②2023年命令研究会について ③令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 の開催期日の変更について
定例 1106	5. 8. 22	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） (2) その他 ①令和5年度北海道・東北六県労働委員会連絡協議会研修会 の開催及び課題について ②「個別労働紛争処理制度」周知月間の取り組みについて
定例 1107	5. 9. 26	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ②令和5年度公労使合同研修について ③決算審査及び9月議会における質疑応答について (2) その他 ①「街頭宣伝」（10月11日）に関する諸連絡について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1108	5.10.24	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業） ②2023年度命令研究会について ③決算特別委員会における質疑事項について ④集団労働関係紛争あっせん事件の申請について ・令和5年（調）1号事件 ⑤個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・令和5年（個）1号事件
定例 1109	5.11.28	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業） ②集団労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和5年（調）1号事件 ③個別労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和5年（個）1号事件 ④個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・令和5年（個）2号事件 ⑤秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について ⑥令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について ⑦全労委使用者委員連絡会議幹事会について ⑧令和5年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議について ⑨第66回全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会について ⑩第24回全労委使用者委員連絡会議総会・応用研修会について ⑪第78回全国労働委員会連絡協議会総会について ⑫令和5年度公益委員研修（オンライン代替研修）について ⑬令和5年度東北地区労使関係セミナーについて

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 1 0	5. 1 2. 1 9	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業） ②集団労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和5年（調）1号事件 ③個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和5年（個）1号事件 ④個別労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和5年（個）2号事件 ⑤第684回公益委員会議の概要について ⑥令和5年度公労使委員個別紛争専門研修について ⑦12月議会における質疑応答について
定例 1 1 1 1	6. 1. 2 3	(1) 協議事項 ①第79回全国労働委員会連絡協議会における議題（案）の提出について ②労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について (2) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業） ②集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和5年（調）1号事件 ③個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和5年（個）2号事件 ④2024年1月例会の労委労協命令研究会について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 1 2	6 . 2 . 2 7	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ②秋田明德館高校における出前講座について ③令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 について ④労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集につ いて
定例 1 1 1 3	6 . 3 . 2 6	(1) 協議事項 ①令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議総会に 係る議題について ②令和6年度総会の日程（案）について (2) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ②2月県議会における質疑応答について

2 公益委員会議

回	年 月 日	審 議 事 項
第683回	5 . 4 . 2 5	(1) 付議事項 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示について ・秋田県公営企業職員労働組合
第684回	5 . 1 1 . 2	(1) 付議事項 労働組合資格審査（法人登記）について

3 連絡会議

○ 全国会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和5年6月8日(木)

場 所 茨城県水戸市「駿優教育会館」

議 題 ① 審査概況等について
② 調整事件等の概況について
③ 議題懇談「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

期 日 令和5年6月9日(金)

場 所 茨城県水戸市「駿優教育会館」

講 演 演題：「パワーハラスメント対策について」

講師：中央労働委員会地方調整委員（東日本区域）

千葉大学大学院社会科学研究院 皆川 宏之 教授

議題懇談 不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について

(3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和5年10月30日(月)

場 所 東京都港区「労働委員会会館」

議 題 ① 履行確認（労委規則45条2項）について
② 研修制度について（労委間の連携等）
③ 労働委員会事務局における人材確保・育成について
④ 報告事項「救済命令取消訴訟における指定代理人制度について」等

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和5年10月31日(火)

場 所 東京都港区「労働委員会会館」

議 題 ① 調整業務の運営について
② 都道府県労働委員会からの事例報告

(5) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和5年11月9日(木)～10日(金)

場 所 東京大学 安田講堂

議 事 厚生労働大臣挨拶、運営委員長報告、事務局長報告

- 議 題 ① 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について
－経験又は見解の交流－
② 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて
－経験又は見解の交流－
③ 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について
－経験又は見解の交流－

講 演 演題：「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス
新法と労働委員会」

講師：前中央労働委員会会長代理 荒木尚志 氏

○ ブロック会議開催状況

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和5年6月1日(木)

場 所 秋田県

議 題 ① 第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について

② 令和4年取扱事件とその傾向及び特異事件について

③ 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について

④ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について

⑤ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

⑥ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

⑦ 令和6年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研修課題 ① 不誠実団体交渉事件への対応について

② 有期雇用社員の労働契約時に、労働条件の不利益変更を強いられたと主張するあっせん事案への対応について

(2) 北海道及び東北六県労働委員会会長連絡会議

期 日 令和5年6月1日(木)

場 所 秋田県

① 第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について

② 書面による運営委員会において事前に承認された事項について

③ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

(3) 北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和5年6月1日(木)

場 所 秋田県

議 題 ① 第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について

② 令和5年度の北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会負担金の取り扱いについて

(4) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

期 日 令和5年8月31日(木)～9月1日(金)

場 所 宮城県仙台市「ハーネル仙台」

- 研修議題(1) ① 派遣労働者の個別あっせんに係る事業主の範囲について
② 最後陳述書について
③ あっせん申請者が県出資第三セクター法人社員である場合の使用者説得について
④ 不当労働行為救済申立に係る救済命令の記述及び不履行判断等について
⑤ あっせん事項があっせんによる紛争解決に馴染まないと考えられる場合の対応について
- 研修課題(2) ① ブロック総会やブロック研修会における研修課題への事務局の対応について
② メール労働相談等への対応について
③ 長時間に及ぶ労働相談への対応について
④ 不当労働行為申立て手続以外の組合資格審査において、使用者側が組合に対し非協力的な態度をとり続けている場合の対応について
⑤ 個別労使紛争のあっせん事件における申請者及び被申請者への事情聴取時確認事項について
⑥ 労働委員会の周知広報活動について
⑦ LGWANポータル (<http://portal.lgwan.jp>)の掲示板の活用について
⑧ 中労委等が主催する会議及び研修(以下「会議等」)に参加した委員からの報告等のあり方について
⑨ 事業者に向けた講座等の効果的な広報について

(5) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

期 日 令和5年10月26日(木)～27日(金)

場 所 岩手県盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡」

講 演 演題:「近年の労働判例の傾向」

講師: 慶応義塾大学法科大学院教授 森戸 英幸

- 議 題 ① 労組法上の使用者性と不当労働行為の成否について
② 事務処理を誤ったとしてなされた懲戒処分 of 撤回を求める労働者あっせん申請への対応について

4 研 修

○ 委員研修

(1) 公労使委員合同研修（全労委主催）

期 日 令和5年12月4日（月）～5日（火）
場 所 東京都千代田区「一橋大学一橋講堂」
東京都千代田区「TKPガーデンシティ竹橋大ホール」

(2) 労使関係セミナー（中労委主催）

期 日 令和5年11月27日（月）
場 所 山形県山形市「ホテルキャッスル山形」

○ 事務局職員研修

(1) 事務局職員中央研修（中労委主催）

期 日 令和5年6月12日（月）～14日（水）
場 所 東京都港区「労働委員会会館」

(2) 事務局職員個別紛争専門研修（中労委主催）

期 日 令和5年7月11日（火）～13日（木）
場 所 東京都港区「労働委員会会館」

(3) 事務局職員専門研修（中労委主催）

期 日 令和5年11月14日（火）～17日（金）
場 所 東京都北区「西ヶ原研修合同庁舎」

第2節 不当労働行為事件の審査

1 概 要

令和5年度に係属した不当労働行為事件はなかった。

(1) 取扱状況

第1表 年度別不当労働行為事件取扱件数

(単位：件、%)

区分 年度	係属件数			終 結 件 数											繰 越	
	繰 越	新 規	計	取下・和解				命 令 ・ 決 定					終 結 計	(イ) 終 結 率		
				取 下	無 関 与 和 解	関 与 和 解	計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計				(ア) 救 済 率
元		1	1			1	1							1	100	
2		1	1			1	1							1	100	
3		1	1													
4	1		1					1				1	100	1	100	
5																
計	—	3	—			2	2	1				1	100	3	—	—

(注)

$$(ア) \quad \text{救済率} = \frac{(\text{全部救済件数} + \text{一部救済件数} \times 0.5)}{\text{命令・決定件数}} \times 100$$

$$(イ) \quad \text{終結率} = \frac{\text{終結件数}}{\text{係属件数}} \times 100$$

(注) (ア)、(イ)とも、小数点以下は切り捨てて表示している。

(2) 申立状況

令和元～5年度に係属した新規申立て事件の産業別・企業規模別の状況は、次のとおりである。

第2表 年度別業種別件数

(単位：件)

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業			電 気・ガ ス・水 道業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業・ 小 売 業	金 融・保 険・不 動 産 業	飲 食 店・ 宿 泊 業	教 育・学 習 支 援 業	医 療・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
元																	1					1
2															1							1
3															1							1
4																						
5																						
計															2		1					3

第3表 年度別企業規模申立件数

(単位：件)

区分 年度	49人以下	50～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
元		1				1
2			1			1
3			1			1
4						
5						
計		1	2			3

(3) 審査状況

令和5年度に係属した事件はなかった。

第4表 事件別審査状況一覧表

該当なし

(4) 終結状況及び審査の期間の目標の達成状況

令和5年度に終結した事件はなかった。

なお、当委員会では、平成17年度から審査期間の目標を設定している
(当初は1年6ヵ月、現在は1年)。

第5表 終結事件一覧表

該当なし

第6表 年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	内 訳				総平均
	命令・決定	和 解 ・ 取 下			
		取 下	関 与 和 解	無関与和解	
元			(1) 156		(1) 156
2			(1) 152		(1) 152
3					
4	(1) 448				(1) 448
5					

(注) () は終結件数、総平均の端数(日数)は切り捨て。

第3節 不当労働行為事件の再審査

1 概要

令和5年度に再審査事件として中央労働委員会に係属した事件はなかった。

第4節 行政訴訟

1 概要

令和5年度に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概要

令和5年度に係属した資格審査は、新規申請が1件で、法人登記に係るものであり、適合決定により終結した。

第1表 年度別労働組合資格審査状況

(単位：件)

区分 年度	係 属			終 結				繰越	補正 勧告
	繰越	新規	計	取 打	下 切	適合	不適合	計	
元		3	3	1		2		3	
2		4	4	1		3		4	
3		1	1					1	
4	1	2	3			3		3	
5		1	1			1		1	
計	1	11	12	2		9		11	

第2表 年度別係属理由別審査状況

(単位：件)

区分 年度	委員推薦		不当労働行為		法人登記		総会決議		合 計	
	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合
元	2	2	1						3	2
2	3	3	1						4	3
3			1						1	
4	2	2	1	1					3	3
5					1	1			1	1
計(延べ)	7	7	4	1	1	1			12	9

2 労働組合資格審査取扱一覧表

資格審査番号	申 請 年月日	申 請 理 由	終 結 状 況		備 考
			年月日	内 容	
令和5年(資審)第1号	R5.11.2	法 人 登 記	R5.11.28	適 合	

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく 認定・告示

1 概 要

令和5年度に係属した地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・告示の件数は、1件であった。

第7節 労働争議の調整等

1 調整事件

(1) 概 要

令和5年度に新規に扱った調整事件は1件であった。

第1表 調整事件取扱件数

(単位：件)

区分 年度	取扱総数			あ っ せ ん									調 停 件 数			仲 裁 件 数		
				件数			取扱結果（左の内訳）											
	繰 越	新 規	計	繰 越	新 規	小 計	不 開 始	移 管	取 下	解 決	打 切	繰 越	繰 越	新 規	小 計	繰 越	新 規	小 計
元		1	1		1	1				1								
2		2	2		2	2				1	1							
3		2	2		2	2				1	1							
4																		
5		1	1		1	1				1								
計		6	6		6	6				4	2							

(注) 調停は平成6年度を最後に、仲裁は昭和49年度を最後に、それ以降、取扱実績はない。

第2表 年度別調整事項件数（新規）

（単位：件）

調整 事項 年度	経 済 的 事 項				非 経 済 的 事 項					計
	賃上げ	一時金	諸手当 その他 賃金	その他	団交 促進	労働 協約	解 雇	配転 出向	その他	
元			1	1			1			3
2			2	1			2			5
3			2	1				1	1	5
4										
5			1		1				2	4
計			6	3	1		3	1	3	17

（注）調整事項が複数にわたるものがあるため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気・ガ ス・水 道事業	情 報 通 信 業	運輸業				卸 売業・ 小売業	金 融・保 険・不 動産業	飲 食店・ 宿泊業	教 育・学 習支援	医 療・ 福祉	複 合サ ービス 事業	サ ービス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
元																			1			1
2						1										1						2
3								1							1							2
4																						
5										1												1
計						1		1		1					1	1			1			6

第4表 組合員及び企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年度	規模 区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～ 199人	200～ 299人	300人以上	計
元	組合員			1				1
	従業員	1						1
2	組合員			2				2
	従業員	2						2
3	組合員			2				2
	従業員					1	1	2
4	組合員							
	従業員							
5	組合員	1						1
	従業員			1				1
計	組合員	1		5				6
	従業員	3		1		1	1	6

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年度	区分	使用者	労働者	双方
元			1	
2			2	
3			2	
4				
5			1	
計			6	

第6表 平均所要日数（単位：日）

年度	区分	あっせん	調 停
元		50	
2		65	
3		70	
4		—	
5		85	

（注）所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。

〔不開始及び取下げは除く。繰越事件は、翌年度に計上する。〕

第7表 解決率（単位：％）

年度	区分	あっせん	調 停
元		100	
2		50	
3		50	
4		—	
5		100	

（注）

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

（繰越事件は、翌年度に計上する。）

(2) 調整事件一覧表

調 整		業 種	申請者	申 請 年月日	調整事項	調整員 指名年月日
番号	区分					調整員
5-1	あっ せん	運輸業、郵便 業	労 働 組 合	R5.10.20	・誠実な団体交渉の実 施 ・差別配車を止めるこ と	R5.11.8 (公) 梅 井 (公) 森 田 (労) 藤 井 (使) 吉 田

(注) ・事件番号は、暦年で付している。

・「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
・ 団体交渉をしても、社長から納得できる回答がなく、行き詰まりを感じ、交渉が進展しない。また、団体交渉で暴言を吐かれた。 ・ 一定の収入が見込める長距離注文が会社にあった際に、特定の乗務員にのみ配車する「差別的な配車」が行われている。これを公平にしてほしい。	・ これまでの団体交渉で会社の考え方を説明している。当社の多くの社員は納得しているので、「嫌なら他に行くしかないな」という意味の発言はした。 ・ 配車に当たり、「差別」ではなく「区別」をしている。練度が高い乗務員に継続してほしいものである。	R6. 1. 12 解 決	85日

2 公益事業の争議行為予告及び実情調査

(1) 公益事業の争議行為予告

令和5年度の労働関係調整法（以下「労調法」）第37条の規定に基づく争議行為予告件数は、中労委受付分53件、当労委受付分6件の合計59件であった。

これを業種別にみると、道路貨物、航空運輸などの運輸事業が40件（67.8%）と最も多く、次いで多いのが、医療又は公衆衛生事業の17件（28.8%）であった（第1表）。

争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項を要求内容とするものが55件（93.2%）、労働条件などの非経済的事項が4件（6.8%）であった（第2表）。

(2) 実情調査

令和5年度に実施した公益事業に係る実情調査件数は、39件であった。

これを業種別にみると、運輸事業が20件（51.2%）、医療業又は公衆衛生事業が17件（43.6%）、郵便又は電気通信事業が1件（2.6%）、水道、電気又はガス供給事業が1件（2.6%）であった。

また、争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項に係るものが37件（94.9%）、労働条件など非経済的事項に係るものが2件（5.1%）であった（第3表）。

なお、実際に争議行為を実施したのは3組合であったが、保安要員を配置する等の対策を講じていたため、県民生活への影響はほとんどなかった。

3 公益事業以外の労働争議の実情調査

令和5年度に実施した公益事業以外の労働争議に係る実情調査件数は6件であった。

これらは、秋田市内のハイ・タク業6社（全自交加盟）の賃上げ等に係る労働争議について、公益事業に準ずるものとして、労働委員会規則第62条の2に基づき調査したものである（第4表）。

第1表 業種別争議行為予告件数

(単位：件)

業種 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵便又は電気通信業	水道、電気供給業 又はガス事業			医療公衆衛生業 又は公衆衛生事業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
中 労 委	53	1	4	14	19	2	40	1		1		9	2
秋 労 委	6											6	
計	59	1	4	14	19	2	40	1		1		15	2

第2表 争議事項別争議行為予告件数

(単位：件)

争議事項 受付労委	予 告 件 数	経 済 的 事 項							非 経 済 的 事 項				
		賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
中 労 委	53	31	8	10				49				4	4
秋 労 委	6	2		2	2			6					
計	59	33	8	12	2			55				4	4

第3表 争議行為予告に係る実情調査件数（公益事業関連）

（単位：件）

業種 争議事項		運 輸 事 業						郵便又は電気通信業	水道、電気ガス又は供給事業			医療業又は公衆衛生事業		計
		鉄道業	道路旅客	道路貨物	航空運輸	その他	小計		水道	電気	ガス	医療業	公衆衛生事業	
経済的事項	賃上げ	1	2			1	4	1		1		11 (2)	1	18 (2)
	夏季一時金			4			4							4
	年末一時金			5			5					2 (2)	1	8 (2)
	年間一時金			5			5					2 (2)		7 (2)
	その他賃金													
	その他													
	計	1	2	14		1	18	1		1		15 (6)	2	37 (6)
非経済的事項	団交促進													
	労働協約													
	解雇													
	配転・出向													
	その他		2				2							2
	計		2				2							2
合 計		1	4	14		1	20	1		1		15 (6)	2	39 (6)

（注）

第1表・第2表において、予告件数59件のうち航空運輸業19件は、秋田県内に執行機関がない組合に係るものであるため、実情調査を行っていない。また、全国港湾労働組合連合会からの予告通知については、下部団体である全日本港湾労働組合からの予告通知に係る調査対象労働組合と同一であるため、実情調査を省略している。

なお、第3表における（ ）は、当労委の受付分(内数)である。

第4表 公益事業以外の労働争議の実情調査件数

事 業	件 数	要 求 事 項	争 議 行 為 の 形 態
道路旅客運送業 (ハイ・タク業)	全自交秋田地連加盟 秋田市内タクシー 労働組合 6件	賃 上 げ	

4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表

第1表 業種別予告件数

(単位：件)

年度	業種別 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵便又は電気通信事業	水道、電気又はガス供給事業			医療業又は公衆衛生事業	
			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
元	中労委	48	3	5	7	21	1	37			1		9	1
	秋労委	4											4	
	計	52	3	5	7	21	1	37			1		13	1
2	中労委	37	4	4	7	8	2	25	1		1		9	1
	秋労委	6											6	
	計	43	4	4	7	8	2	25	1		1		15	1
3	中労委	53	2	4	14	16	4	40	1		1		9	2
	秋労委	6											6	
	計	59	2	4	14	16	4	40	1		1		15	2
4	中労委	53	2	4	13	20	2	41	1		1		9	1
	秋労委	6											6	
	計	59	2	4	13	20	2	41	1		1		15	1
5	中労委	53	1	4	14	19	2	40	1		1		9	2
	秋労委	6											6	
	計	59	1	4	14	19	2	40	1		1		15	2
計	中労委	244	12	21	55	84	11	183	4		5		45	7
	秋労委	28											28	
	計	272	12	21	55	84	11	183	4		5		73	7

第2表 争議事項別予告件数

(単位：件)

年度	争議事項 受付労委	予 告 件 数	経済的事項							非経済的事項				
			賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
元	中労委	48	22	6	5				33			4	11	15
	秋労委	4	1		2	1			4					
	計	52	23	6	7	1			37			4	11	15
2	中労委	37	23	1	7				31				6	6
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	43	25	1	9	2			37				6	6
3	中労委	53	24	8	11				43			2	8	10
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	26	8	13	2			49			2	8	10
4	中労委	53	29	8	12				49				4	4
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	31	8	14	2			55				4	4
5	中労委	53	31	8	10				49				4	4
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	33	8	12	2			55				4	4
計	中労委	244	129	31	45				205			6	33	39
	秋労委	28	9		10	9			28					
	計	272	138	31	55	9			233			6	33	39

第8節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 要

令和5年度に取り扱った個別労働関係紛争のあっせんは、新規係属事件が2件であり、終結状況は、解決が1件、打切が1件であった（第1表）。

紛争内容別では、「経営又は人事」に関する事項が1件、「賃金等」に関する事項が1件であった（第2表）。

業種別では、「卸売業・小売業」が1件、「医療・福祉」が1件であった（第3表）。

企業規模別では、従業員数「30人未満」が1件、「100～199人」が1件であった（第4表）。

申請者別では、労働者側からの申請が2件であった（第5表）。

第1表 個別労働関係紛争のあっせん事件取扱件数 (単位：件)

区分 年度	件 数			内 訳				
	繰 越	新 規	計	解 決	打 切	取 下	不 開 始	繰 越
26		5	5	2	2 (1)	1		
27		3	3	1	1 (1)			1
28	1	6	7		7 (4)			
29		2	2	1	1 (1)			
30		2	2		1		1	
元								
2		1	1		1 (1)			
3								
4		2	2				2	
5		2	2	1	1			
計	1	23	24	5	14 (8)	1	3	1

(注) () は、被申請者があっせんに参加しなかった件数（内数）

第2表 個別労働関係紛争のあっせん事件の紛争内容別件数（新規）

（単位：件）

紛争内容		年度	元	2	3	4	5	計
経営又は人事				1		1	1	3
ア	解雇			1			1	2
イ	配置転換、出向・転籍							
ウ	復職							
エ	懲戒処分							
オ	退職					1		1
カ	勤務延長、再雇用							
キ	その他経営又は人事							
賃金等							1	1
ク	賃金未払い						1	1
ケ	賃金増額							
コ	賃金減額							
サ	一時金							
シ	退職一時金							
ス	解雇手当							
セ	休業手当							
ソ	諸手当							
タ	その他賃金							
チ	年金（企業年金・厚生年金等）							
労働条件等								
ツ	労働契約							
テ	労働時間							
ト	休日・休暇							
ナ	年次有給休暇							
ニ	育児休業・介護休業							
ヌ	時間外労働							
ネ	安全・衛生							
ノ	福利厚生制度							
ハ	社会保険							
ヒ	労働保険							
フ	その他の労働条件等							
職場の人間関係						3		3
ヘ	セクハラ					1		1
ホ	パワハラ・嫌がらせ					2		2
その他								
マ	その他							
計				1		4	2	7

（注）紛争内容が複数にわたる場合、該当する項目にそれぞれ計上するため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気・ガ ス・水 道業	情 報 通 信 業	運輸業				卸 売 業・小 売 業	金 融・保 険・不 動 産 業	飲 食 店・宿 泊 業	教 育・学 習 支 援 業	医 療・福 祉 事 業	複 合 サ ー ビ ス 業	サ ー ビ ス 業	公 務 他	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 客 物 輸 送 業	道 路 貨 物 輸 送 業	そ の 他										
元																						
2																	1					1
3																						
4							1												1			2
5													1				1					2
計							1						1				2		1			5

第4表 企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年度	区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～ 199人	200～ 299人	300人以上	計
	元							
2		1						1
3								
4		2						2
5		1			1			2
計		4			1			5

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年度	区分	使用者	労働者	双 方
	元			
2			1	
3				
4			2	
5			2	
計			5	

第6表 平均所要日数 (単位：日)

年 度	所 要 日 数
元	—
2	32
3	—
4	—
5	51

(注) 所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。
 不開始及び取下げは除く。
 繰越事件は、翌年度に計上する。

第7表 解決率 (単位：%)

年 度	解 決 率
元	—
2	0
3	—
4	—
5	50

(注)
$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

 (繰越事件は、翌年度に計上する。)

2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表

事 件 番 号	業 種	申請者	申 請 年月日	あっせん事項	あっせん員 指名年月日 あっせん員
5-1	卸売業，小売業	労働者	R5. 10. 23	・ 未払い賃金の支払い ・ 退職金相当額の支払い	R5. 11. 8 (公) 赤 坂 (公) 堀 井 (労) 加 藤 (使) 倉 部
5-2	医療，福祉	労働者	R5. 11. 8	・ 無期雇用への転換	R5. 11. 28 (公) 山 本 (労) 澤 田 (使) 小 野

(注) ・ 事件番号は、暦年で付している。

・ 「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
・ 正社員から契約社員となったのは自由意志によるものではないので正社員時の賃金との差額の支払いを求める。 ・ 退職金が支払われていないので、相当額の支払いを求める。	・ 本人の同意を得た上で契約社員に変更しており、賃金の差額という概念は存在しない。 ・ 申請者が会社に与えた損害に対する弁済の意志や方法を確認した上で退職金の支払い手続きをしたい旨を伝えているが、本人から返事がないままである。	R5. 12. 15 解 決	54日
・ 1年毎の労働契約を繰り返し、雇用期間が通算で5年以上になることから、無期転換を申し込んだものの、70歳を超えていることを理由に拒否された。 ・ 労使の話し合いで、2年間の雇用期間で労働契約を締結し、再度、無期転換を申し込んだが拒否された。条件を満たしているため、無期転換して雇用を継続してもらいたい。	・ 慣例で従業員の希望があれば、70歳までは雇用していた。今般就業規則を改定し、非正規職員の定年を70歳に定めた。 ・ 改定時、申請者は定年年齢に達していたが、直ちに雇止めせず、契約期間は2年間、かつ契約期間満了後は契約更新をしない労働契約を本人の承諾を得て新たに締結した。 ・ したがって、契約期間満了をもって雇止めとする。	R5. 12. 25 打 切	48日

第9節 労働委員会活性化に向けた取組

1 概 要

人口減少・少子高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加、働き方改革関連法の施行、新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇・雇止め増加などにより、労働を取り巻く環境は近年大きく変化している。こうした中で、労使紛争の未然防止や早期・円満な解決のために、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たしていけるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

2 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知

10月を周知月間として、全国の労働委員会が制度の周知、広報を重点的に行っている。当委員会でも、次の活動を行った。

(1) 街頭宣伝活動

○令和5年10月11日（水）の通勤時間帯に、JR秋田駅前において、委員、事務局職員が街頭宣伝活動を行い、リーフレット、ポケットティッシュ、除菌ポケットティッシュを配布した。

(2) 県広報紙（全戸配付）を活用した制度周知

○県広報紙「あきたびじょん2023年11・12月号」において制度周知を行った。

(3) 各市町村への周知依頼

○市町村広報へ制度の掲載を依頼した。

○啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

(4) その他

○労働委員会ホームページ、県公式ツイッター・フェイスブックで周知月間中の取組を告知した。

○包括協定等に基づき、県内の大手小売店にポスターの掲示を依頼した。

○各地域振興局に啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

○連合秋田、県労連、県経営者協会、秋田商工会議所、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、秋田県社会保険労務士会に個紛リーフレット及びポスターを配付し、制度周知への協力を依頼した。

3 年間を通じた広報・周知

(1) 出前講座の実施

①労使紛争を未然に防ぐため、就職・進学前の高校生を対象に、次のとおり出前講座を実施した。

学校名 秋田明德館高等学校

期 日 令和6年2月4日（日） ※概ね50分程度

場 所 秋田明德館高等学校体育館

受講者 約65名

演 題 「これから働き始めるみなさんへ ～安心して働くための基礎知識～」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

主幹 成田 英明

[出前講座の様子]



(2) あきた県民手帳への掲載

○あきた県民手帳（2024年版）の「県民相談窓口」欄（40頁）に、連絡先（電話番号）等を掲載した。※発行部数2万部

4 研 修

令和5年度研修計画に基づき、定例総会に合わせ次の研修を実施した。

○事例研究会の開催

北海道・東北ブロックの研修会の事例議題を題材として、委員による意見発表、意見交換等を行った。（令和5年9月26日（火））

○講演会の開催

期 日 令和5年12月19日（火） ※概ね1時間20分程度

演 題 「労働委員会公益委員としての22年間を振り返って」

講 師 前秋田県労働委員会会長 湊 貴美男 氏

○その他

令和５年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に合わせ講演会を実施した。

期 日 令和５年６月２日（金）

演 題 「最近の経済・雇用情勢」

講 師 日本銀行秋田支店長 片桐 大地 氏

秋 田 県 労 働 委 員 会 年 報
令 和 5 年 度 （ 第 5 9 号 ）

令和6年5月発行

秋田県労働委員会事務局

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階

電話 018(860)3282（審査チーム）3284（調整チーム）

FAX 018(860)3286

E-mail akiroi@pref.akita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>



※この年報に掲載したデータは、断りのない限り令和5年度末現在のものである。